

各 位

押印廃止について（お知らせ）

日頃より当機構の業務につきまして、御協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、政府により進められている押印手続の見直しを踏まえ、機構にご提出いただく文書及び機構から発出する文書について、令和3年4月1日から、以下のとおり一部を除き押印を廃止することといたします。ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1 機構にご提出いただく文書

押印については、以下のとおり見直します。なお、押印しない文書については、可能な限りPDFファイルを電子メール等でご提出いただきますようお願いいたします。また、必要に応じて、別途確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、併せてご承知おきください。

(1) 補助事業等の手続関係

原則として、全ての手続において押印は不要となります。ただし、以下については、引き続き押印を求めることとします。詳細は、各事業・業務担当にご照会ください。

<引き続き押印を求める主な手続>

- ・指定糖、指定でん粉、異性化糖等、輸入加糖調製品の一部届出手続
- ・契約に相当する手続 等

(2) 調達、契約関係

紙面による契約書については、双方の押印を継続します。見積書、納品書、請求書への押印は求めません。

2 機構から発出する文書

以下に記載した「押印する文書」を除き、押印を廃止した上で、原則として電子メール等により文書を送付します。なお、文書には、担当連絡先を記載しますので、文書の真正性等についてご不明な点がありましたら、電話等によりご確認ください。

<押印する文書>

- ・法令等により押印が求められるもの
- ・契約書、その他文書の事案の内容又は性質により公印の押印が必要なもの

お問い合わせ先
独立行政法人農畜産業振興機構 総務課
TEL：03-3583-8489